

雇入契約の変更 届出

雇入契約の変更は、次の事項が変更された場合に行います。

- ・ 給料その他の労働条件(労働協約又は就業規則による変更を除く)
- ・ 雇入期間(期間の延長を除く)
- ・ 職務
- ・ 船舶の用途
- ・ 船舶の名称、総トン数、主機の種類若しくは出力、航行区域若しくは従業制限(従業区域)
(一括届出の許可を受けている場合を除く。)

必要な書類

- (1) [雇入契約変更\(更新\)届出書\(第8号書式\)](#) ([記載例はこちら](#))
- (2) [クルーリスト\(海員名簿第六表\)](#) : 2通 ([記載例はこちら](#))
- (3) 船員手帳
- (4) 海員名簿
- (5) (職務変更の場合)海技免状・その他の資格証明書
- (6) 船員就業規則(雇用船員が10名以上等届出がある場合のみ)
- (7) [船員雇入契約書](#) ([記載例はこちら](#))
- (8) その他

-
- 丸シップ船 : 船員個票の確認
 - 近代化船 : 近代化船適合証書等の確認
 - 新造船・船舶所有者変更 : 船舶所有者及び船舶の要目を確認できるもの
(公用航海日誌、裸傭船契約書、船舶国籍証書、船舶検査手帳
国際トン数証書、漁船許可証等)
 - 派遣船員を雇入している場合 : 船員派遣事業許可証(写し)及び船員派遣契約書

◆ 船員保険等加入の確認

窓口での手続時に船員保険・労災保険・雇用保険の加入確認を行います。

加入していることが確認できない場合は届出の受理を保留することがありますのでご注意ください。

(1) 船員保険の加入確認 … ①～③のいずれか

- ① 船員手帳第11表に船員保険記号番号、資格取得年月日が記入されていること。
- ② 船員手帳に船員保険被保険者証の写しが添付してあること。
- ③ 上記以外の方法により、船員保険被保険者であることが確認できること。

(2) 労働者災害補償保険の加入確認 … ①～③のいずれか

- ① 船員手帳第12表に労働保険番号が記入されていること。
- ② 船員手帳に保険関係成立届(労働基準監督署又は公共職業安定所の受付印のあるもの)の写しが添付してあること。
- ③ 上記以外の方法により、労働保険の適用事業者に雇用されている船員であることが確認できること。

(3) 雇用保険 … ①～③のいずれか

- ① 船員手帳第13表に被保険者番号、資格取得年月日が記入されていること。
- ② 船員手帳に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しが添付してあること。
- ③ 上記以外の方法により、雇用保険被保険者であることが確認できること。